

建築物の各部分の高さ	該当 条文	法第56条第2項、 同条4項
		施行令第130条の12 同第135条の2

擁壁がある場合の後退距離の取扱い

□ 内 容

道路斜線制限において、擁壁がある場合の後退距離はどうなるか。また、擁壁の上に門、塀等を設けた場合、当該門、塀等の高さはどうなるか。

図-1

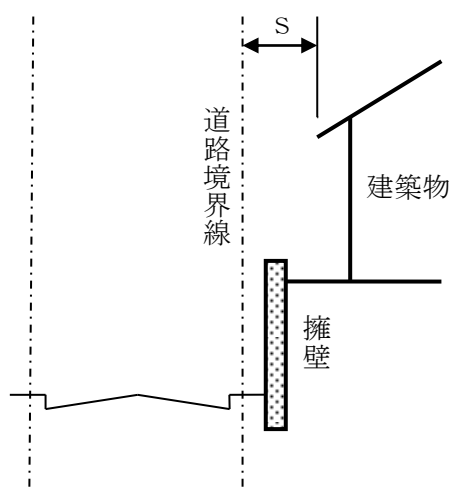
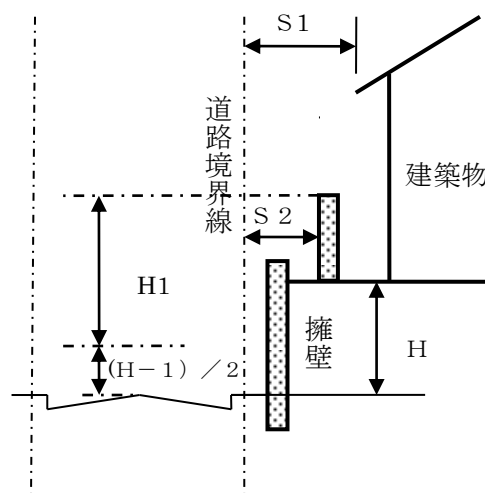


図-2



□ 取 扱

- 1 擁壁は建築物ではないため、後退距離の算定上は除かれる。したがって、**図-1**の場合の後退距離はSとなる。
- 2 擁壁の上に門、塀を設けた場合
 - (1) 当該門、塀等の高さの算定
前面道路の路面の中心からの高さである。
ただし、地盤面と道路の高低差Hが1メートルを超えれば施行令第135条の2の規定によりH1となる。**図-2**
 - (2) 後退距離
H1が1.2メートル以下（高さが1.2メートル以上の部分が網状その他これらに類する形状である場合は2.0メートル以下）の場合の後退距離はS1となる。
H1が1.2メートルを超える場合の後退距離はS2となる。

□関連資料